

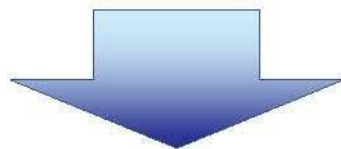
## 〈農地の相続等の届出のお願い〉

**農地を相続したときは・・・**

農地を相続したんだけど、どうしたらいいの？



**栄町農業委員会に  
届出**をお願いします



農業委員会では、例えば、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

**手続は簡単です。農業委員会の窓口までお越しください！**  
(届出書の様式は裏面のとおりです。)

(お問い合わせ先)

栄町農業委員会事務局

TEL 0476-33-7713